

会議等報告書(概要)

平成17年4月25日

決 裁	市長	助役	部長	次長	課長	補佐	係長	係	課内供覧	作成者	
										生活安全課 主査 菅原 聡	
合 議											
件 名	平成16年度 第4回 流山市自転車駐車対策審議会										
日 時	平成17年3月29日(火) 午後2時							場 所	流山市役所 303 会議室		
出 席 者	審議会委員 別紙「出欠者名簿」のとおり 市 戸部市民生活部長・岡田生活安全課長・小磯補佐 菅原主査・岡本副主査										
傍 聴 者	別添「傍聴者名簿」のとおり										
配 付 資 料	別添のとおり										

会議等の概要

事 務 局	<p>【開 会 午後2時00分】</p> <p>平成16年度第4回自転車駐車対策審議会を開会いたします。 会議開催にあたりまして木村会長より挨拶を頂戴したいと思います。</p>
事 務 局	<p>【木村会長あいさつ】</p> <p>これより、議事進行は規定に基づき木村会長にお願いします。</p>
会 長	<p>早速、会議に入ります。 只今のところ、出席委員8名、欠席委員6名であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。</p> <p>なお、欠席された委員には、本配付の資料を後日送付いたします。 それでは、議題に入らせていただきます。</p> <p>議題(1)「流山市自転車駐車場の利用登録制度の見直しについて」を議題といたします。</p> <p>前回に引き続き(1)のA「施設利用のあり方について」を議論いただきます。 まず始めに、前回の審議内容を整理させていただきます。</p> <p>利用期間については、年間、6ヶ月、3ヶ月、1ヶ月及び一時利用の発言がありました。また、契約期間の途中で自転車駐車場を使用しなくなった場合において、使用料を返還すべきか、返還せずに今後の施設整備費に充てるなどの意見がございました。</p>

会 長	そこで、事務局で「近隣市における自転車駐車場使用料の還付状況」について調査いたしましたので、資料 1 により説明願いたいと思います。
事 務 局	【 事 務 局 説 明 】
会 長	只今の説明につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。
委 員	条例では使用料金は返還されない、しかし市長が特に認めた場合はこの限りではないということですが、どのような事例が考えられますか。
事 務 局	事例として、学生が 4 月に事情により進学しない場合や引越しなどの転出・転居で急遽駐輪場を使わなくなった場合には還付の対象としております。
委 員	還付するのであれば、利用期間は 1 年、6 ヶ月、3 ヶ月で 1 ヶ月の期間は必要ないと思います。
会 長	他にございませんか。
委 員	柏市では利用期間が年間ですが、特に支障がないのですか。
委 員	流山市では登録手続きを市役所で行います。登録申請書により納入通知書を作成し、納入を確認後、登録証(ステッカー)を交付します。
	柏市では使用申込書と振込書が 2 枚複写になっており、銀行で使用料を支払った後に市役所又は一定の駐輪場で登録証(ステッカー)を交付します。
	柏市は、6 ヶ月、3 ヶ月の利用期間がなくても還付手続きを行なうため、1 年間だけで問題がない、事務手数も少なく済むのです。
	また 1 日利用は、利用者もおりますので、一定の駐輪場で、朝 9 時から夕方 5 時まで管理員を配置し、料金 100 円を徴収しております。
	それで、管理人がいない場所では、駐輪台数を朝と帰りに点検しますので、料金未払いの自転車はわかります。その人が来た時に料金 100 円を徴収します。
	なお、管理人が帰ったあとに置いた自転車については別にして、取りに来ない場合には、翌日に撤去保管場所に移送してしまうということです。
	このように、利用者の皆さんも規則正しく従ってくるのです。市も分別指導において助かるし、非常に管理しやすいのです。
	お金を払わないで自転車は速やかに撤去することをしないと管理の秩序が保たれないのです。
事 務 局	先程の質問ですが、前回の審議会でお配りしましたアンケート調査の結果で見ますと、「利用期間は、どのような区分が適切ですか。」の問いで、608 名(86%)の方が年間(長期)を希望されており、月間(短期)が 52 名(7%)、1 日利用が 44 名(6%)になっておりまして、結果を見る限り、年間利用を希望していることがわかります。
会 長	玉川委員の質問で、柏市の年間利用で問題点がないのかはどうでしょうか。
事 務 局	柏市は、駐輪場を変更する場合などは、月単位で還付しており、特に支障はないと聞いております。
委 員	流山市は、条例で登録料金を原則、返還しないと規定しております。アンケー

	ト調査の結果から、私は還付の関係から月間と年間の利用期間を区分とした方が良いと思います。
事務局	条例の原則は返還しないのです。ただし、市長が返還する事業を認めた場合は返還しております。このことは各市でも同様に適用していると思います。
事務局	市長が特別に認めた場合とは、3月に駐輪場の手続きをし、4月から使用予定であったが、急遽転勤や学校の関係で使用しなくなった場合には使用料をお返しするというのが条例上の解釈ではないかと思います。
事務局	誤解されては困るのですが、流山市の現在の条例は、料金は使用料ではなくて手数料です。ですから登録する段階で事務的な手数料は既に掛かっておりますので、原則どおり返還さないことなのです。
委員	この手数料を使用料に転換するという事で議論しているわけですので、使用料になれば、この問題は解消できると思います。
委員	手数料と使用料では、明らかに解釈は異なると思うのです。 使用料は先払いということになりますから、返さないで法令上で問題だと思うので、状況に応じて返還するという事で決めるべきだと思います。
委員	流山駅前の駐輪場においては1箇所抽選の駐輪場になっておりまして、この場所で1ヶ月、3ヶ月の利用期間で行いますと、その期間ごとに抽選会を実施しなければならないことも考えられますから、利用期間は1年間で適切ではないかと私は思います。それで、利用者は駐輪場抽選に関して意見は出ていますか。
事務局	駐輪場の抽選は、毎年1回厳正に行っております。中には2回、3回応募してもなかなか当たらない方もおられます。それだけ人気があって、応募が多いことだと思います。
事務局	その原因は、江戸川台駅の抽選駐輪場が、屋根付きという条件にあると思います。
委員	短期期間での契約した場合、期間満了ごとに再抽選会を行って、抽選に「はずれ」で、使えなくなることも少し考えなくてはいけないと思います。
事務局	使用料に変わると条例を変更する必要はあるのですか。
委員	条例を変える必要があると考えております。
委員	使用料だから返還することで前回の審議会で「返還する」、「返還しない」の議論をしたと思います、今回、使用料に条例改正を行い、返還するという事で良いのかお聞きします。
委員	登録手数料から使用料に変えれば、当然条例改正が必要で、使用料に変えれば玉川委員が申し上げたように返還しなければならないと思います。
会長	利用期間ですが、年間や一時利用も入れて協議すべきだと私も思います。 それでは、利用期間についての結論として、1年間で整理し決定したいと思います。
会長	ただし、還付ということが前提ですよ。 利用期間は年間ということで、還付は月単位で行うということで決定したいと思います。

会 委 員	長 員	次に、一時利用を行う駐輪場所についてですが、意見ございませんか。 全駐輪場で行うのか、一定の場所だけ行うのか、如何ですか。 流山駅前には、既に民間駐輪場が有料で一時利用を実施しています。また、平和台駅前には、イトーヨーカ堂があり一時的に置ける無料の駐輪場所があります。 仮に、平和台駅前に一時利用置場を設けた場合、当然常駐の管理業務員が必要になり、人件費等のコストが掛かると思うのです。 ですから、全ての駐輪場に一時利用置場を設置する必要はないと私は思います。私は必要な場所として、江戸川駅や運河駅くらいだと思います。
委 員	員	駅前にスーパーなどある場所には、一時利用置場を設けて利用しないと思います。逆にスーパーなどが無い所では一時利用置場を作っておかないと放置自転車が多くなると思います。 そこで、各駐輪場の立地条件もあると思いますので、市で利用状況を調査して設置場所を検討していく、市は一時利用の状況把握をされているのか、お聞きします。
事 務 局	局	現行の登録制度では、一時利用を認めておりませんので、数値的に抑えるというのは難しいと思います。 ただし、アンケート調査結果では、月 20 日以上利用するという方が大半を占めており、その登録料が年間 3,000 円で、月額で 250 円なので、わざわざ一時利用しなくても年間登録しておけば、いつでも使えるということです。 そこで、流山市内の駐輪場で一時利用置場を設置する場合、一定の規模を決めて、年間の利用状況に応じて増減するように、段階的に行っていかないと難しいと思います。
会 長	長	なお、南流山駅は、定期利用者の 2 割程度を一時利用置場しております。 それで一時利用についてまとめますと、全駐輪場で一時利用置場を設置するのではなく、必要がある駐輪場に絞って行うということで結論といたします。 次に議題(1)のイ「運営管理のあり方」について、現地受付業務を含む運営管理時間及び手法について討議願いたいと存じます。
委 員	員	討議していただく内容としては、まず先程、一時利用の実施場所について示されましたが、同様に現地受付実施個所についても決定願いたいと存じます。
事 務 局	局	1 日利用を実施する場合に管理人が必要となり、人件費も当然掛かかるので、モデルケースとして市内駐輪場の中で 1 箇所選定し、10%程度置ける一時利用場所 1 年間、テスト的に行ってはどうでしょうか。 一時利用については制度的なものがなく、民間駐輪場を活用しておりますので試験的に行える場所がありません。
委 員	員	南流山駅前の駐輪場では 350 台程度の一時利用置場があるのに、既存駐輪場に一時利用がないということは考えにくいと思います。 一時利用置場を利用する人数によって管理員の人数や付ける、付けないのかを条例で決めていかなければならないと思うのです。
事 務 局	局	一時利用は、運河駅、初石駅、江戸川台駅の民間駐輪場を活用して戴いており、

委員	<p>一時利用の希望問い合わせに対しも斡旋しております。</p> <p>前回の審議会の議事録を読みましたが、江戸川台駅の一時利用置場の設置について、当駅前の駐輪場利用者は通勤・通学などの定期利用が多く、放置自転車もお店が開店する前に整理員が撤去しており、買い物客の自転車も多くないところに一時利用置場を設置しても利用されるか、確かに一時利用はあった方が良いとは思いますが、管理員の人件費が1日4,000円くらい掛かるとすると、それに応じた利用台数があるか、費用対効果の面では必要最小限で行えば良いのではないかと思います。</p>
会長	<p>一時利用の色々なご意見が出ましたが、現地受付についてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>アンケート調査結果の3ページを見ていただきたいと思います。</p> <p>設問で現地受付について「すべきである。」という回答が297名、約42%、「現在のままでよい。」という回答が389名、約55%で、意見が2つに分かれておりまして、どちらかといいますと「現在のままで良い」が少し多かったということでございます。</p>
事務局	<p>今回のアンケートの設問用紙の前段に制度改正を案内しており、料金改正について値上げがない方がよいと考える人が多い結果が反映したと思われま</p> <p>それで利用者への便宜を図るため、年1回、毎年3月中旬に、地区ごとに出張交付事務を行っております。これが現地で出来ることが望ましいのですが、その分、経費の問題があるわけで、これからの議論になるところだと思います。</p>
委員	<p>アンケートの中でも「現在のままでよい。」という回答がありますが、現在の登録方法をご説明願いますか。</p>
事務局	<p>毎年12月に登録者に、更新有無の及び新規等の申し込みを各駅に設置してある箱に投函してもらい、申込みの多い駐輪場が抽選となります。そして3月上旬に登録納付書を送付し、市役所に納付済書を持参して登録証の交付を受けます。</p> <p>平日、市役所に来庁できない方のために3月中旬に出張交付を行っております。なお本年は、3月19日に行われました。</p>
委員	<p>現地受付は、確かに利用者の利便性はあるものの、必要経費も掛かるので、現行の登録手続でも私としては良いと思います。</p>
委員	<p>一時利用の場所は、先程、必要に応じた場所で行うということで、これから決めていくわけですが、現地受付は、年間を通じて行うのではなく、先程の出張交付時期だけ行うことで良いと思います。</p>
事務局	<p>そこで、新規で市役所まで申込む方は年間でどれくらいあるのでしょうか。</p> <p>現行登録者の約1割を少し超える2,000件程度は毎年新規の登録ということで市役所まで申請に来られています。</p>
委員	<p>江戸川台駅前の駐輪場の新規ではどれくらいありますか。</p>
事務局	<p>約200件くらいだと思います。</p>
委員	<p>江戸川台駅前の駐輪場の抽選についても、継続される方や新規の方も毎年抽選が行われ、一度登録されれば、はがき案内がされますし、料金の支払いも振込み制度で行っているの、今まで通りで良いと思います。</p>

事務局	<p>現在市内に6駅、21カ所の駐輪場があります。それで21カ所全てに一時利用を設けるのではなく、各駅一箇所に一時利用置場を設け、管理員を常駐させ、他の駐輪場は交代で別の管理員が巡回することで、人件費が急増するというようなことはないと思うのです。</p>
委員	<p>年間登録のため、出張交付を現在1日行っているのを3日、4日間行えば利用者には利便が図られるのではないかと思います。</p> <p>その4日間は、シルバー人材センターとかに委託すれば、そんなに多大な経費にはならないと思います。</p> <p>その以降は、個人的な理由も影響するので、従来どおり市役所で行って手続きを取ることで、現地受付は1年間置かないやり方もあると思います。</p>
事務局	<p>今のご意見は、一時利用と別個に行うという考えでよろしいのですか。</p>
委員	<p>そうです。</p>
事務局	<p>それとは、別に一時利用は必要な場所において行うということですね。</p> <p>各駅で一個所、一時利用の場所を設ければ、そこには管理員がいるわけですから、登録業務もできるのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>それは、全ての駐輪場に一時利用置場を設置した場合で、全ての駐輪場で一時利用置場を設置する前提ではございません。</p>
事務局	<p>一時利用置場を全ての駐輪場で、必要か必要でないかの判断は、市が行うわけですね。</p>
委員	<p>一時利用が明らかに必要のないところもあるわけですよから、市内で一番利用の多い江戸川台駅などを候補に上げて考えて行くべきだと思います。</p> <p>また、管理員を常時置くのか、置かないのかという問題もあります。</p>
事務局	<p>一時利用には管理人は必要と思います。</p>
委員	<p>一時利用のチケットを前もって買わせておいて、利用する度に回収箱に入れてもらう方法もあると思います。</p>
事務局	<p>チケットを管理する人が常駐しませんと、違法駐車が増えます。</p>
委員	<p>一時利用を行う場合は、管理人が常駐しなければならないと思います。</p> <p>一時利用の多くが期待できる江戸川台駅で試行的に実施してみてはどうか先程、提案しました。</p>
委員	<p>私が提案したのは、現地でお金を扱うとトラブルを避けるため、前金でチケットを買わせ、管理員が受領すれば金銭的なトラブルは回避できます。2人1組で管理員を雇用して行うよりは経費的にも安く済むと思います。</p>
事務局	<p>委員のご提案は、お金を受領するのではなく、事前にチケットを購入し、現地でそれをチェックする業務員も1人で済むと言うことでよろしいですか。</p>
委員	<p>一時利用の実施方法ですが、民間駐輪場への配慮をどのように行うのか議論した方が良いのではないのでしょうか。</p> <p>民間駐輪場を活用してサービスが十分であれば、わざわざ民間駐輪場の経営を圧迫し、仕事を奪うようなことを市が実施する必要があるのかということです。</p>
委員	<p>一時利用を利用する方に、市から補助金を支給して民間駐輪場の利用を促進す</p>

事務局	<p>る方法も一策ではないかと思います。もちろん市の財政が厳しいということであれば、それまでですが。</p> <p>ご提案は、民間施設を使いながら一時利用を考えていくということでしょうか。</p>
委員	<p>民間の駐輪場を利用する場合の支援策として提案しました。</p>
事務局	<p>ご提案は、民間駐輪場を行政側が認定して、一時利用置場を確保して、その費用負担を行政側がバックアップするという考え方だと思います。</p> <p>もう一つの考えとして、民間駐輪場において一時利用置場がある場所については、行政側の一時利用置場を置かない考え方もあります。先程、議論したように必要な場所を選択し決定していくことです。</p> <p>現在、東武野田線沿線の運河駅、初石駅、江戸川台駅の全て民間駐輪場があり、江戸川台駅西口だけは民間駐輪場がない状況です。</p>
事務局	<p>市が一時利用を行えば、その分の民間の一時利用分は減るものの、それが定期利用に転換されるので、収益には影響は出ないと思います。</p> <p>なお、東武野田線沿線の3駅すべてに民間駐輪場があり、江戸川台駅西口だけが無い状況です。</p>
会長	<p>それでは、現地受付は、一時利用を行うところで同様に実施するということがよろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>今、議論しているのは年間の申込みを行う場所ということですね？</p> <p>申込みも含めて利用手続きを現地で行う。一時利用を行う場所では実施するか、年間の手続きは、今までどおりの方法で行うかです。</p>
委員	<p>一時利用は別にして、年間契約の手続きは、今までの方法で良いと私は思います。</p>
委員	<p>利用期間を1年とした場合、4月1日から3月31日までか、それとも年度途中の7月でも8月でも空いていれば、それから1年間なのか、抽選の駐輪場以外は、随時受付しているとは思っているので、その辺の取扱いをお聞きします。</p>
委員	<p>契約期間は決めておいた方がいいと思います。</p>
事務局	<p>そのことは、条例改正のときに精査したいと思います。</p>
委員	<p>駐輪場の料金は、一般料金と学生料金は、半額になっていないのですか。</p>
事務局	<p>駐輪場の料金は、高校生以下が半額の年間1,500円の料金です。</p>
委員	<p>流山おおたかの森駅の料金はどうなるのでしょうか。柏市と整合したらどうでしょうか。流山市からの学生も非常に多いものですから。</p>
事務局	<p>(財)自転車駐車場整備センターが管理運営する流山おおたかの森駅、流山セントラルパーク駅の駐輪場料金は、既に整備センターと協議しまして決定しております。その中で柏市を含め学生は1割引となっております。</p>
事務局	<p>柏市のつくばエクスプレス沿線駐輪場と同等の金額ということではありません。</p>
委員	<p>柏市と同等の金額ではないのですか。そうしますと学生は半額ではないのですか。</p>

事務局	そうはならないです。
事務局	整備センター方式の料金になるということです。
委員	柏市につくばエクスプレス沿線駐輪場の料金を聞いたのですが、回答が得られなかったのです。
事務局	決まってないのではないですか。
委員	つくばエクスプレス沿線駐輪場の利用料金は、柏市と流山市の整合を図るべきと思いますが。
事務局	流山市の駐輪場を利用する場合は、流山市の基準に従ってもらわなければならないし、逆に柏市の駐輪場を流山市の方が利用する場合は、柏市の基準に従ってもらわなければならないと思います。しかし、柏市等の住民が利用する場合は、市内の方と同じような条件で扱うことになっております。
委員長	既存の江戸川台駅駐輪場を利用する柏市の利用者は、市内の方と同額の 3,000 円ですが、柏市民が柏市の駐輪場を利用する場合には 7,000 円から 18,000 円くらいの駐輪場料金を支払っているということになります。
事務局	現地受付について、まず一時利用があるということ、そして各駅 1 個所ということでもできることについて、もう少し審議していただきたいと思います。
事務局	一時利用の必要な所に設置することは、現地で登録すべてが出来ますが、現地受付を設置しない駐輪場は、市役所まで行って手続きをしなければならない、その辺の整合性をどのように図るか、決めていただきたいと思います。
委員長	これを実施するには、管理人数などの運営費の問題もあると思います。
事務局	短期間の現地受付のご提案がありました。現地受付をするには管理体制や施設整備を行わないと無理があると考えます。単に 1 日、2 日間のために管理小屋を整備することは難しいと思います。実施するには、それなりの整備が必要です。
委員長	一時利用を行う場所は現地で登録が行えますが、一時利用を設置しない駅では、現地登録ができないということになります。
委員	私は、年間の登録受付は、今までどおりで良いと思うのです。
委員	一時利用は、民間の状況や一時利用予測などを調査いただいて、全ての駐輪場で行うのではなく、一番利用されると思われところで実施する方法を進めるべきだと思います。
委員	一時利用を行う場所として、江戸川台駅の 1 個所だけで年間契約を行う場合は、従来通り市役所で行うことですが、途中からの受付はどのようになるのですか。
事務局	年度途中の定期利用は、全て市役所で行うということではないでしょうか。
委員	江戸川台駅で一時利用を行うのであれば、年度途中の定期利用も管理人数を 3、4 人にして、現地でできるような体制を組んだ方が良いと思います。
事務局	そのようにした場合、利用料金は同じで、現地登録できる場所と市役所まで来ないとできないということで、不公平ではないかと意見が出るかと思っております。
委員	そこまで細かく考えて、一時利用を置く必要性があるのですか。
委員	場所の問題もありますが、年度末に何日間、出張交付を行う方が妥当ではないかと私は思います。

委 事 務 局	員	<p>現地駐輪場近くの公共施設で出張交付ができるのが一番良いのですが。駐輪場受付のために公共施設があるわけではないので、それは厳しいと思います。利用者からは、駐輪場で受付が出来るのが一番良いと思われます。</p>
委 員	員	<p>定期利用の方は従来通り良いのではないですか。</p> <p>一時利用は、どのくらいの利用者がいるのかは実際に行ってみないとわかりません。また、現在、駐輪場を管理している業務のほかに、一時利用の業務を行わせるのは、大変困難で切実ですから従来通りやってみたらどうでしょうか。</p>
事 務 局	局	<p>昨年の3月31日付け頂戴した建議では、一時利用を実施すべきとの意見があったと思いますが。</p>
委 員	員	<p>たしかに一時利用を実施していただきたいという話がありました。一時利用を行わないと放置自転車が増えてしまうからです。</p>
事 務 局	局	<p>その建議の内容としては、「民間駐輪場の経営事情も考慮した料金設定にする」とともに、一時利用期間の区分は、1日単位で設定することが望ましい。」というもので、今回の諮問で「施設利用のあり方」を入れさせていただいたわけなのです。そうしますと、一時利用は必要に応じてということで、江戸川台駅だけということではよろしいですか。</p>
委 員	員	<p>近隣自治会としては、一時利用ができるようにと考えております。西口は民間駐輪場がなく、放置自転車は多いということですから。</p> <p>問題は、一時利用置場は立地条件が良くなければ利用されないということで、一般の定期利用者が使う面積が少なくなることで、定期利用者が利用できなくなってしまうように考えておかなければいけないと思います。</p>
事 務 局	局	<p>現在、登録料として年間3,000円で、それを1日単位に直すとかなり安い金額です。この料金で一時利用を設けるべきか、今後、手数料から使用料に変えたときに、年間3,000円が2倍、3倍となったときに、果たして一時利用があるのか、ないのかです。個人的に手数料として3,000円であったから一時利用は行っていないと考えます。</p>
委 員	員	<p>その地域の道路や住宅地などの開発によって、自転車の利用は変わってくると思うのです。私は今後、人が増え、自治会も増えるし、自転車の利用も増え、一時利用も増えてくると思います。</p>
事 務 局	局	<p>もう一つ視点を変えれば、8月24日につくばエクスプレスが開業します。</p> <p>これらの駅周辺の状況で、今後の自転車利用者の動向も変わってくると思います。</p>
委 員	員	<p>8月24日につくばエクスプレスが開通し、快速が南流山駅、流山おおたかの森駅に止まるということになれば一時利用が多くなるという要因になると私は思います。</p>
事 務 局	局	<p>南流山駅、流山おおたかの森駅につきましては運営主体が整備センターでございます。</p>
委 員	員	<p>運河駅などにも間接的には影響がでるものと思います。</p>

事務局	間接的な影響と言うことですね。
委員	当然、出てくると思います。
事務局	そうした場合に、初石駅などの定期利用が変わってくると思われます。
事務局	今まで初石駅を使われた方が、流山おおたかの森駅に、あるいは流山駅を使われていた方が流山セントラルパーク駅や南流山駅を使うということが増えてくると思われます。
事務局	今まで、バスで柏駅まで行っていた柏市民が、千代田線を利用するのか、東武線でつくばエクスプレスを利用するのか、時間的に短縮でき、乗り換えなし都心に行けるのを選択するか予測できないところです。
会長	それでは、「運営のあり方について」いろんな意見が出ましたが、一時利用については必要に応じて設置し、現地受付はいままで通りという意見もありますので、現地受付は、次回に再度審議いたします。
委員	一時利用についても運営時間は何時から何時までか、質問がありましたので実態を調査願いたいと思います。
委員	さらに、料金の受領についても、現金は受け取らず、事前にチケットを買ってもらい、現地で渡すという意見もありました。
事務局	チケットを買って、そのチケットを入れる箱を作ったらどうでしょうか。
事務局	江戸川台駅と初石駅の駐輪場は何時間くらいシルバー人材センターの人がいるのですか。
事務局	2駅とも朝、夕方の4時間を基本に最も効果的な時間帯に配置しています。
事務局	江戸川台や初石などは、朝の6時30分から夕方4時頃まで、一人4時間、時間をずらして配置しています。平和台駅と鱈ヶ崎駅は、朝2時間しか配置されておりません。
委員	柏市でも交替制で行っているようです。柏市は、午前9時から午後5時までだそうです。
事務局	管理員の体制は巡回を含めることで、良いのでしょうか。
委員	巡回も含めて、夜の9時まで行う必要はないと思います。
事務局	駐輪場を使う人は、帰る時間が午後8時、9時だと思うので、利用面から考えますと、午後8時頃まで行わないと効果がないと思いますが。
委員	柏市に確認調査をしていただきたいと思います。
事務局	一般的に駐輪場を朝利用して帰ってくるのが夜8時頃ですから、現地の管理員が午後5時で帰ってしまえば、更新等の手続きができないと思うので、柏市に後日確認したいと思います。
委員	柏市の駐輪場を利用しているのは、ほとんど年間契約でサラリーマンか学生ということなのです。それで一時利用を利用される方は主婦などで、そんなに多くはないとは思いますが。
事務局	柏市に確認させていただきます。
委員	一時利用の人数によって、管理する人を付けない方法も考えた方がよいと思います。例えば、一時利用が1日100円、40台しか置かれなくなると、1日4,000

事務局	<p>円、人件費がこれを上回る場合には管理人を付けないで使わせた方が良いのではないかと単純な発想ですが。</p> <p>無料で使わせることは、有料で年間契約されている方との公平性に欠けると思います。一時利用については、管理員を配置してきちんと誘導した上で、利用者の公平性を確保しなければならないと思います。</p> <p>一時利用というのは、ただ開放すれば良いというものではないと思います。</p>
委員	一時利用置場の管理員は、現在のシルバーの方を一時利用の管理員として活用することは可能なのですか。
事務局	それは状況によって可能だと思います。いろいろなやり方がありますから。できるのであれば、そのやり方が良いと思います。
事務局	最終的にはシルバー人材センターの方でこの業務を受けてもらえるか、今の段階ではわかりません。
会長	他にご意見ございませんか。
事務局	確認させていただきたいのですが、経費が上がるのであれば現地受付はしない方が良いという考えでよろしいのでしょうか。
委員	少し違うのですが、今の状態で手続きをして特に不便はないわけです。
事務局	不便は皆さんお持ちだと思います。市役所に近い方は良いのですが。
委員	市役所に近くても遠くても現在、出張交付として、現地交付をサービスの一環で行っているのであれば良いと思うのですが。
事務局	今年度のお出張交付の交付率は集計中ですので、昨年度では、概ね約 50%です。登録者の約 7,000 人が登録証は交付され、残りの 7,000 人が何らかの方法で市役所に来庁しなければならないのが現状であります。
委員	出張交付のような現地受付は、利用者へのサービスの一環という考えですね。
事務局	サービスの一環ではありますが、市役所だけの受付では全ての市民が利用できない現状から、行政側が一步譲歩した形で定期利用者を対象に年 1 回、現地受付（出張交付）を実施しております。
委員	経費が云々ということで実施されているということではないですね。
委員	市役所に来るというのは、どのような手続きにくるのでしょうか。
事務局	登録手続きと手数料の払い込みを確認後に、登録証とステッカーの交付を受けます。もう一つは、郵送で行う場合で、納入通知書控えと返信用封筒を同封していただき、支払いを確認後、ステッカーを登録者に返送します。郵送の場合に、時間がかかり利用時期に間に合わないケースもあります。
委員	指定銀行は千葉銀行だけですか。
事務局	他の公金振込みと同様ですので、どこの銀行でも行っています。
委員	郵送で、全てステッカーの交付を行ったらどうでしょうか。
事務局	その場合、市の経費をある程度かかります。
事務局	その前に納付を確認する必要があると思います。納付確認の消込みを行って、登録者に告知させなければならないと思います。
委員	その確認を行うなら本人の控えの領収書を同封してもらえば良いのではな

事務局員	<p>しょうか。80 円の郵送料は、これから料金改定を行うので、市が負担する、そのぐらいのサービスはしても良いのではないのでしょうか。</p> <p>現地交付を行う人件費と比較した場合より郵送料の方が安いと思いますが、検討する必要があると思います。</p> <p>あるいは各地域の出張所がありますが、そこで代行するということはできないのでしょうか。</p>
事務局員	<p>出張所では、駐輪場の交付事務まで行うところまで至っておりません。</p> <p>出張所には、常時 3 人程度おりますので、この辺は行政改革して活用していかないといけないと思いますが、その辺は少し別の議論になると思うのです。</p> <p>全ての業務が出張所でできるというのは、スタッフ等の問題もありますし、その他にもいろいろな問題が出てくると思いますのです。</p>
事務局	<p>今の話とは少し変わるのですが、駐輪場運営のあり方の中で、盗難対策としてダミーの防犯カメラを設置したら抑止効果があったと聞きました、流山市でも試したらいかがでしょうか。</p> <p>たしかに防犯カメラによる盗難への抑止効果はあるとは思うのですが、逆に盗難にあった被害から写真の提供を求められ、施設の管理責任が問われる場合があります。そのことについて、先日、千葉県市町村交通問題研究協議会議論されております。</p>
事務局	<p>先日の会議で、柏市の駐輪場で盗難に遭った方から、防犯カメラの提供を求められ、それがダミーであるとは説明できず非常に苦労したと伺っております。</p> <p>抑止効果にあるものの、そのような問題がでてくるということですね。</p> <p>これから使用料になりますと、施設の管理責任が問われます。</p> <p>施設を利用される方には、事前に市が責任を負えないことの説明と利用形態の約款を示す必要が出てきます。また、盗難対策は、ご自身で鍵を多く付けるなど自己防衛に努めてもらうように指導しなければならないと考えております。</p>
会長	<p>先程の郵送にした場合にどれくらい費用が必要なのか。また、現地受付の場合はどれくらい費用がかかるのか、データがないと審議が進まないと思います。</p> <p>また、運営管理時間帯の問題や利用料金の取扱についても絡んできますので、の辺の資料について提出願って、審議を進めたいと思います。</p> <p>他に意見がなければ、議題(1)のイについては、この辺で終結させていただきます。</p> <p>次の、議題(2)の「その他」として、次回審議会の開催予定日について議題といたします。</p> <p>次回の審議会の開催予定日については、事務局と協議し日程調整をした結果、4 月 26 日を予定しておりますので、各委員のご出席をお願いしたいと思います。</p> <p>そ</p> <p>なお、詳細については、後日開催通知を送付いたしますのでよろしくお願い致します。</p>

これもちまして、平成 16 年度第 4 回自転車駐車対策審議会を閉会いたします。

議事運営につきまして、ご協力ありがとうございました。

【開 会 午後 4 時 03 分】